

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事

落札者決定基準

平成24年5月

財団法人 熊本県環境整備事業団

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	落札者選定の概要	2
第 1 節	審査手順	2
第 2 節	審査体制	3
第 3 章	資格審査	4
第 1 節	資格審査の実施方法	4
第 2 節	資格審査項目	4
第 4 章	提案審査	5
第 1 節	基礎審査	5
第 2 節	定量化審査	5
第 5 章	審査結果等の公表	8

第1章 総則

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、財団法人熊本県環境整備事業団（以下「発注者」という。）が発注する熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令第167条10の2に基づく価格以外の条件で評価する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）により落札者を選定するための方法や審査項目等を定めたものである。また、落札者決定基準は、入札に参加しようとする者に配布する熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事入札公告（以下「入札公告」という。）及び熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事入札説明書（以下「入札説明書」という。）と一体のものである。

本工事は、公共関与による最終処分場の設計・施工を一括して行うものであり、本工事を実施する落札者の決定については、財団法人熊本県環境整備事業団総合評価技術委員会（以下「総合評価技術委員会」という。）において、入札参加者より提出された入札提案書類について、落札者決定基準に基づく評価を行い、その評価結果を基に発注者が落札者を決定する。

第2章 落札者選定の概要

第1節 審査手順

審査は、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）要件の有無を判断する「1. 資格審査」と提案内容を評価する「2. 提案審査」を行う2段階の審査とする。「2. 提案審査」では、入札参加者から提出された提案書類が、熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す内容を満足しているか否かを確認する「(1)基礎審査」と、提案内容を評価、得点化する「(2)定量化審査」を行う。

審査の手順を図-1 に示す。

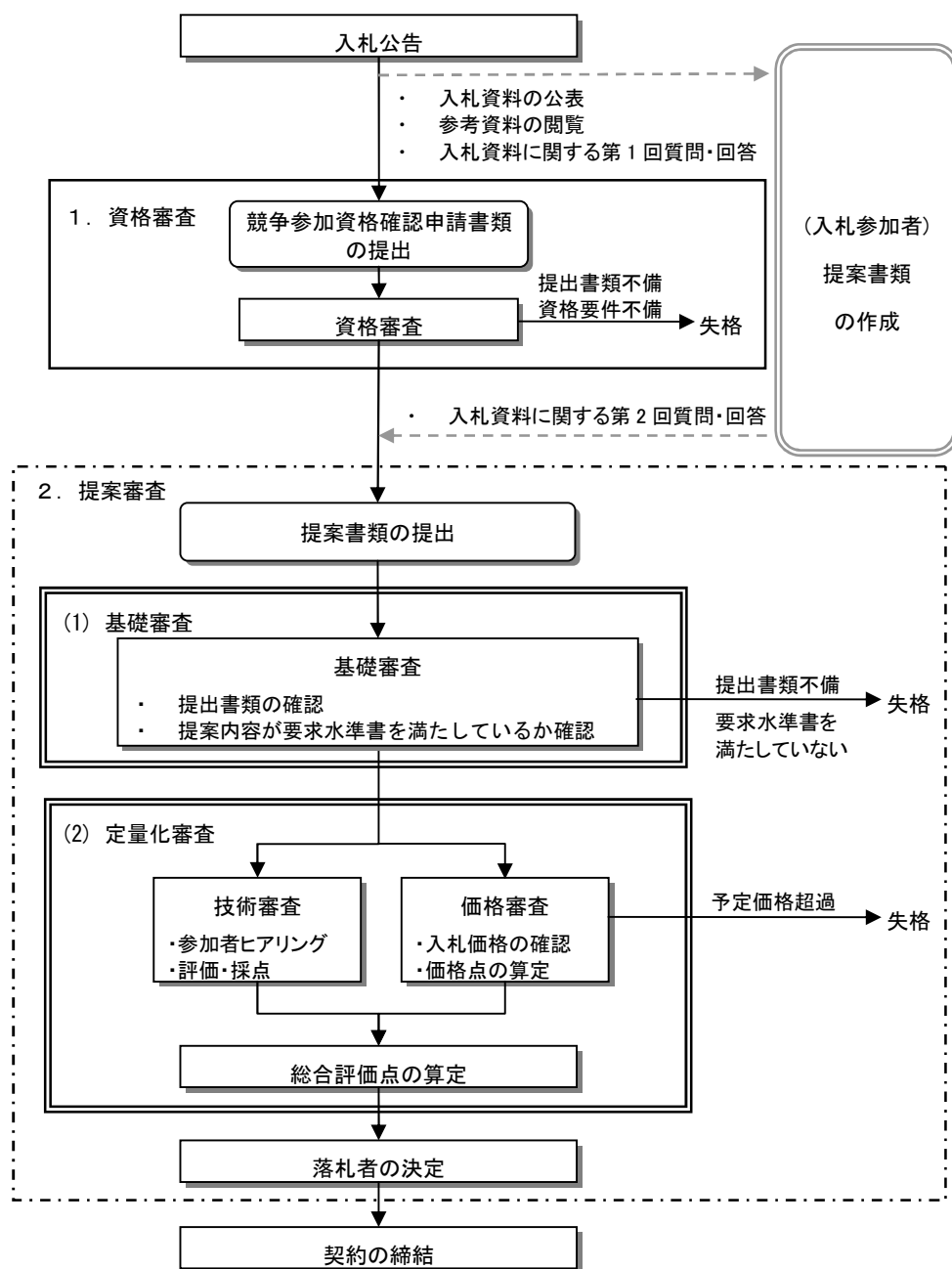


図-1 審査手順

第2節 審査体制

発注者は、学識経験者等で構成する総合評価技術委員会を設置し、専門的知見に基づくとともに透明性を確保し、公正かつ適正な提案評価を行うこととしている。

総合評価技術委員会の委員は次のとおりである。

学 識 者	委 員	北園 芳人	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授
	委員長	古川 憲治	熊本大学 顧問 名誉教授
	委 員	三井 宜之	熊本大学 名誉教授
	委 員	柳瀬 龍二	福岡大学 環境保全センター 教授
行 政	委 員	田邊 肇	熊本県土木部建築住宅局 営繕課長
	委 員	西田 浩	熊本県土木部 土木技術管理課長
	委 員	吉田 幸二	熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 審議員

(区分ごとの五十音順)

なお、入札参加者及び協力会社が、落札者決定までに総合評価技術委員会の委員に対し、落札者選定に関して自己の有利になる目的のために、直接的又は間接的な接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

第3章 資格審査

第1節 資格審査の実施方法

提出された競争参加資格確認申請書類について、入札公告及び入札説明書に基づき競争参加資格の確認を行う。

第2節 資格審査項目

入札参加者は、入札公告及び入札説明書第3章第1節に定める資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件が確認できない場合には、失格とする。

第4章 提案審査

第1節 基礎審査

発注者は、提出書類に記載された内容について、次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

基礎審査項目のうち、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は定量化審査の対象とする。

なお、一つでもその要件に適合していない場合は、失格とする。

1. 提出書類の確認

(1) 提出書類の構成

- ・ 提出を求めている書類がすべて揃っているか。
- ・ 提出書類の全体について、指定した様式に基づいた構成（項目の構成、枚数制限等）となっているか。

(2) 提案内容の齟齬・矛盾

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないか。

2. 要求水準の確認

- ・ 入札参加者の提案内容が要求水準書を満たしているか。

第2節 定量化審査

1. 定量化審査の流れ

(1) 技術審査

基礎審査を通過した入札参加者を対象に技術審査を行い、提案内容を評価、点数化し技術評価点を決定する。

なお、審査に当たり、提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施についての詳細は、別途通知する。

(2) 価格審査

技術審査終了後に価格審査を行う。入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

なお、予定価格を上回った入札参加者は失格し、入札参加者のすべてが予定価格を上回る価格の場合は、再度入札に移行する。

(3) 落札候補者の選定

技術評価点と価格評価点を合わせて総合評価点を算出し、入札価格が予定価格の制限の範

圏内で有効な入札を行った者のうち、総合評価点を基に落札候補者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点と同点であるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 落札者の決定

提案審査で審議選定された落札候補者については、財団法人熊本県環境整備事業団理事長が落札者として決定する。

2. 技術審査及び価格審査における得点化方法

(1) 技術審査の採点基準

提案書類に記載された内容について、入札説明書及び要求水準書に示す条件を上回る部分について、表-1 に示す採点基準に基づき、評価に応じて得点を付与する。

なお、入札価格以外の条件については、下記の5段階により評価を行う。

表-1 評価項目の採点基準

評価	評価の考え方	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において要求水準書程度である	配点×0.00

(2) 技術審査の評価項目と配点

総合評価技術委員会において、提案内容を表-2 に示す評価項目により評価する。評価結果に基づいて採点を行う。技術審査の合計点は60点とする。得点は、小数点以下第三位を四捨五入した値とする。

(3) 価格審査の得点化方法と配点

価格審査の配点は40点とし、以下の式により算定する。得点は、小数点以下第三位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

表-2 評価項目と配点

評価項目		評価の視点(評価基準)		配点		
技術審査	埋立地	埋立地底部造成	埋立地底部の構造的安定性が確保され、不等沈下によるリスク(遮水工、浸出水集排水施設勾配への影響等)が生じない設計・施工・管理方法であることを評価する。	3	60	
		遮水システム	遮水構造(底面部、法面部、埋立地内柱部)	遮水機能とそれを補完する機能(保護機能、下地機能等)が合理的に組み合わせられ、長期にわたる高い遮水性を有し、施工性に優れた遮水構造となっているかを評価する。		5
	遮水工接合部等の構造及び施工・管理方法		柱周囲の遮水シート接合部や浸出水集排水管の継ぎ手等における構造及び施工・管理方法が適切で、遮水機能の連続性が高いことを評価する。	2		
	遮水機能モニタリング・修復方法		遮水機能モニタリングの正確性、破損箇所修復方法の確実性が高く、異常検知後の地下水汚染リスクの低減が図られているかを評価する。	3		
	覆蓋施設	施設計画	埋立作業性、維持管理性を考慮した施設計画(柱の本数・配置・構造、作業環境等)であることを評価する。	5		
		構造、材質	構造、材質について耐久性、耐震性、耐風性、維持管理性、リサイクル性が高いことを評価する。	5		
	浸出水処理システム	浸出水処理施設	原水の水質や水量、水温の変動に対する安定性が高く、維持管理が容易で長期間にわたる安全性と耐久性に優れていることを評価する。	4		
	危機管理	自然災害対策	地震や台風、豪雨、豪雪等の自然災害に対しても、最終処分場の基幹機能が損なわれず、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、覆蓋施設以外の施設についても対策が講じられていることを評価する。	3		
	環境拠点	環境	環境教育	県北の環境拠点として施設内外での学習を考慮し、処分場や周辺の自然を活用した環境学習が可能となる施設であることを評価する。		5
			環境配慮	施設の建設から廃止までの期間において、温暖化防止や地下水の保全、周辺自然環境との連携等、環境に配慮した施設、取組みであることを評価する。		3
	地域貢献	地域との調和	地域住民への配慮	地域住民が集い憩えるコミュニティ活動の場として活用できるなど地域に役立ち、地域の誇りとなるように配慮されていることを評価する。		4
			地域産業への配慮	県産資材及び県内企業の活用に配慮されていることを評価する。		4
	長期経済性	維持管理	維持管理業務	処分場の運営に必要な埋立業務、浸出水処理施設の運転業務及び処分場内各施設の維持管理業務等について、人件費・機械経費・材料費・需用費・消耗品費・処分費を参考とし適切であるかを評価する。		10
			早期安定化	準好気性の埋立状態が維持可能で、廃棄物の早期安定化を図るための埋立方法や散水方法等が適切であるかを評価する。		2
塩の適正処理			浸出水の処理工程で発生する塩を施設外で適正に再使用、再生利用または処分する方法の確実性、安定性、継続性を評価する。	2		
価格審査					40	

第 5 章 審査結果等の公表

審査結果等については、入札参加者に対して個別に通知するとともに、発注者のホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.kksj.jp>